

# 広報ふじ

NO. 111

47.5.5 発行

発行・富士市役所

富士市永田61-1

編集・企画調整部広報課

【毎月5日と25日発行】



工事を進める社会福祉センター

# 事業所からでるゴミを 有料で焼却します

- ◇…昨年9月、清掃法が全面改正され、“廃棄物の処理及び…”
- ◇…清掃に関する法律、が施行されました。この法律は、廃…
- ◇…棄物を適正に処理し、住みよい生活環境づくり、公衆衛…
- ◇…生の向上を図ることを目的につくられました。そこで、…
- ◇…市は、法律に基づき廃棄物の排出責任を明らかにするた…
- ◇…め“富士市廃棄物の処理に関する手数料条例”を制定し…
- ◇…4月1日から施行しましたのであらましをお知らせします…

## 動物の死体なども 焼却

法律で定められた廃棄物とは、ゴミ、粗大ゴミ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物です。これらは、一般廃棄物と産業廃棄物に分けることができます。

一般廃棄物は、おもに家庭から出るゴミです。産業廃棄物は、事業活動にともなつて生じたもので、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、動物のふん尿・死体などです。これらの廃棄物のうち家庭から出るものは、市で処理していますが、事業活動によつて出たものは、事業者の責任で処理しなければなりません。

しかし、現在のように膨大かつ多様化した廃棄物は、適正な処理を行なわないと、公害発生源にもなりかねません。そこで、市は「富士市廃棄物の処理に関する手数料条例」を制定し、事業活動にともなつて生じた廃棄物を手数料を徴収して市で処理します。

手数料を徴収して処分する廃棄物は、事業活動にともなう一般廃棄物のうち市長が認めたもの、産業廃棄物のうち市長が一般廃棄物とあわせて処理することを認めたもの、動物の死体、市長が認めた廃棄物です。

また、一般廃棄物の収集、運搬、処分を業として行なおうとする人、し

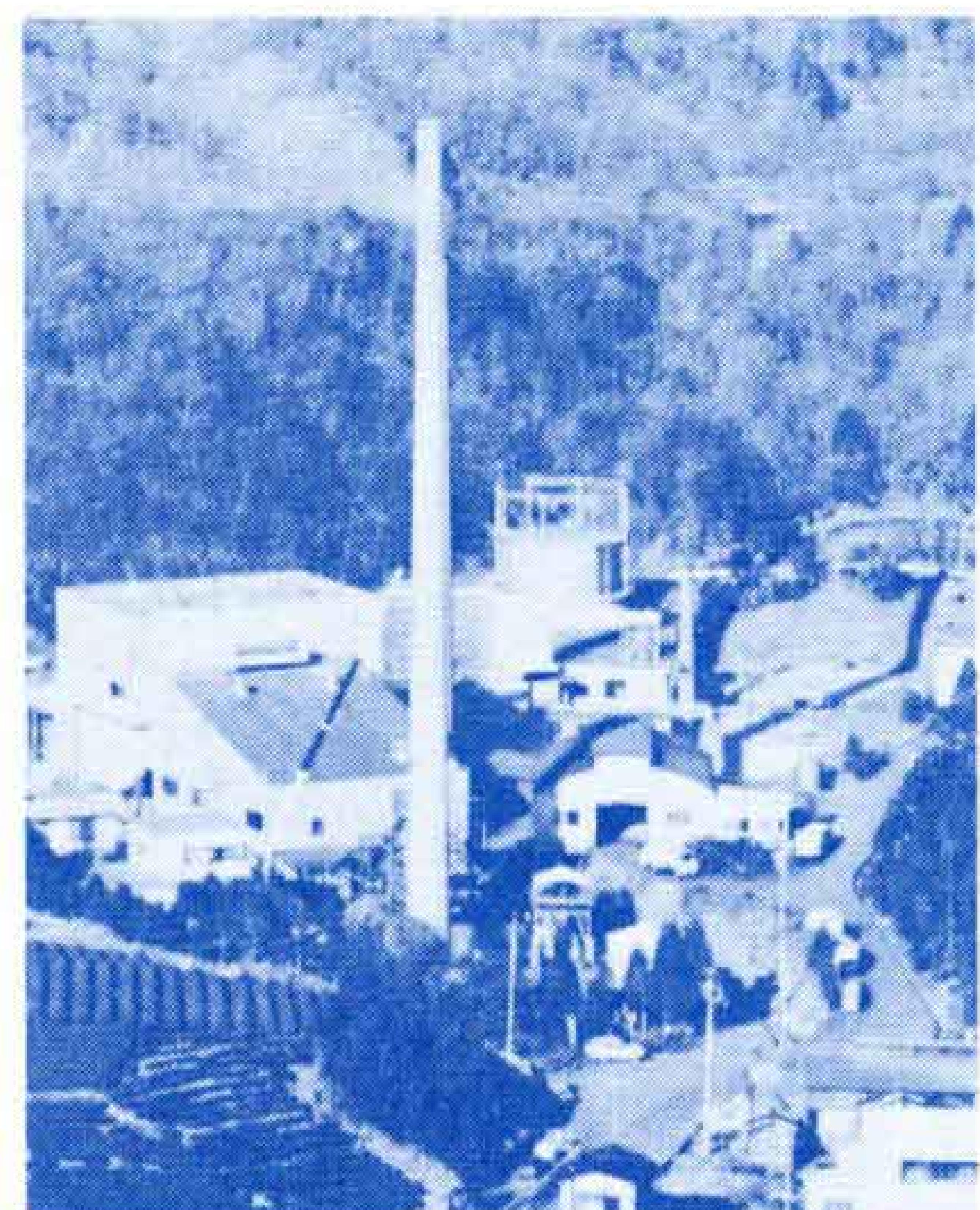
尿浄化槽の清掃を業として行なおうとする人は、市長の許可を受けなければ営業できません。この許可の申請をするときは、手数料を徴収します。手数料は、一般廃棄物処理業許可が1件2000円。し尿浄化槽清掃業許可が1件3000円です。なお産業廃棄物の場合は、県知事の許可が必要となります。

## 料金は一般廃棄物は 100kgで50円

料金の徴収は重量で行ないますが、処理する廃棄物の種類と対象となる業種は次のとおりです。

- ・事業活動にともなう一般廃棄物のうち市長が認めたものは、100キログラムにつき50円。

徴収の対象となる業種は、食料品製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製造業



【第1 清掃作業所のゴミ焼却プラント】

木材・木製品製造業、建設業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造及び出版・印刷など関連産業、化学工業、ゴム製品製造業、鉄鋼及び非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他製造業、卸売業、各種商品小売業、織物・衣服など小売業、飲食料品小売業・飲食店、自動車・自転車など小売業、その他小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信業、電気ガス業、サービス業。

- ・産業廃棄物のうち市長が一般廃棄物とあわせて処理することを認めたものは100キログラムにつき100円。

パルプや紙加工品の製造業、出版業、製本業から出る紙くず。製材業や輸入木材の卸売業、パルプ製造業などから出る木くず。織維工業から出る織維くず。

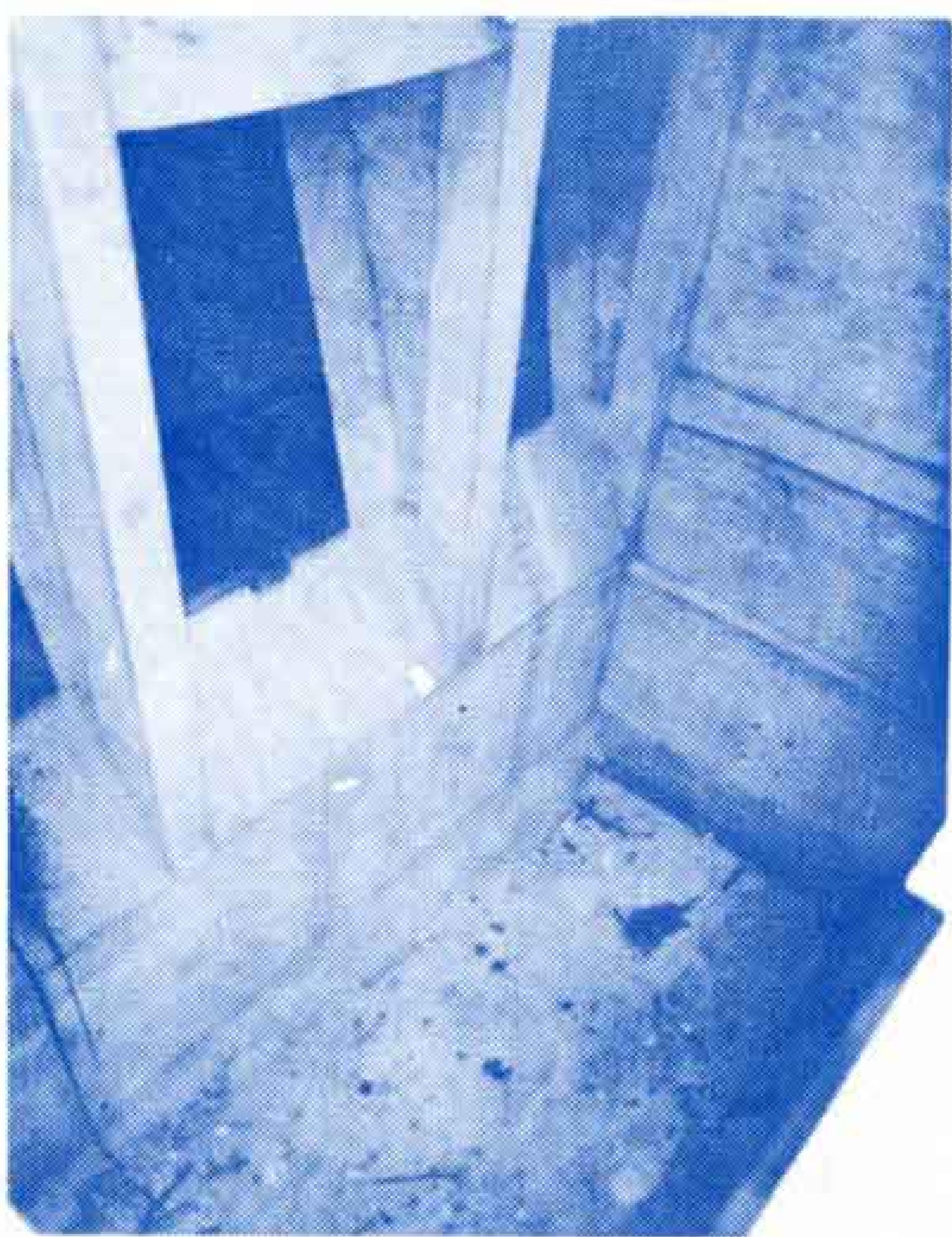
- ・このほか市長が認めた廃棄物は、100キログラムにつき50円。

また、飼い主のある犬、猫の死体は1体200円の手数料をいただき処理します。

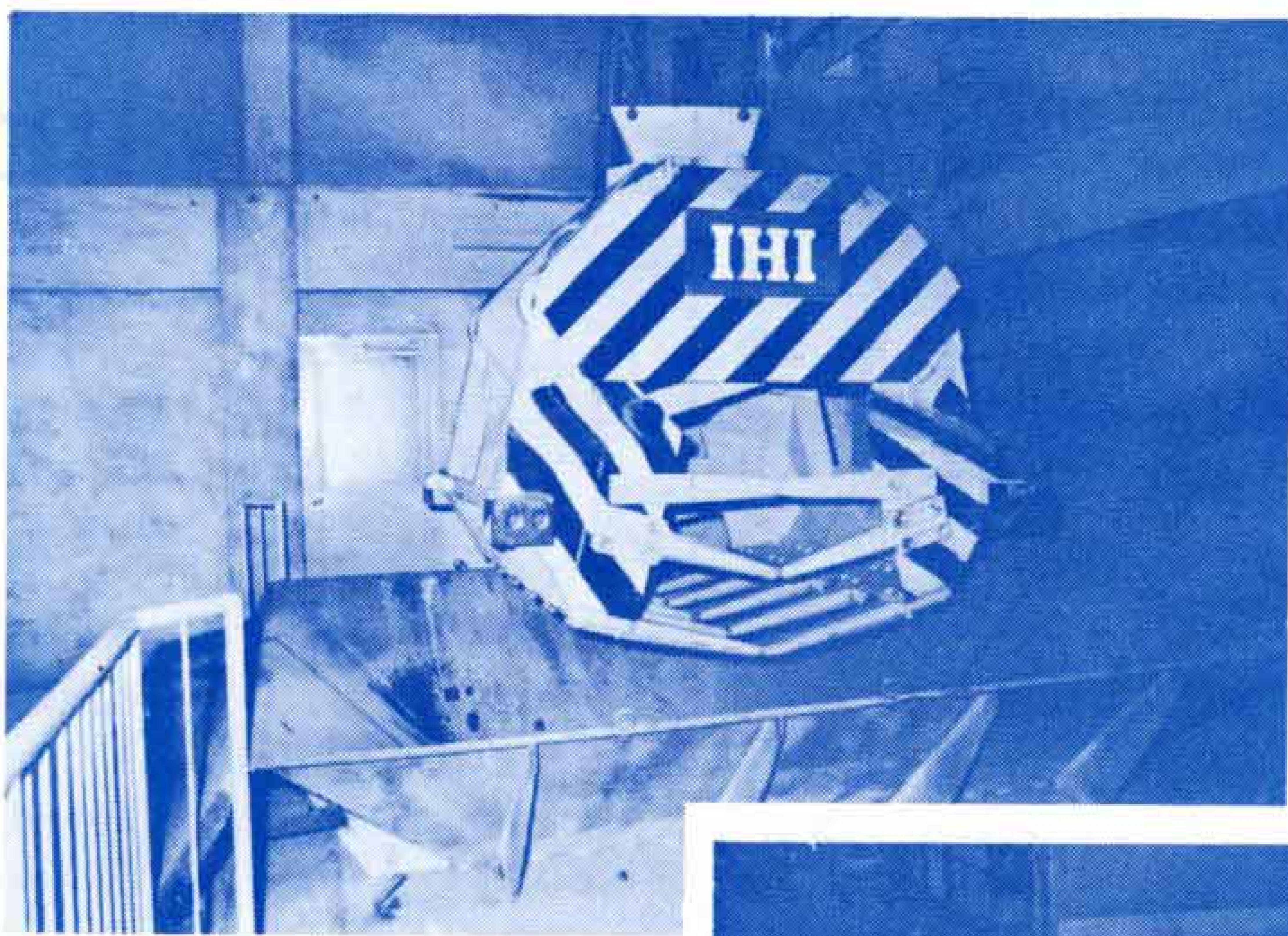
以上の廃棄物を処理する場合は、指定する場所へ搬入していただきます。なお一度に大量の廃棄物を搬入するときは、事前に環境整備課へ届け出て、指示を受けてください。



【家庭から出るゴミは無料です】



【ゴミピット】

【ゴミ供給クレーン・  
投入ホッパー】

### ゴミ焼却プラント

## 6月から運転開始

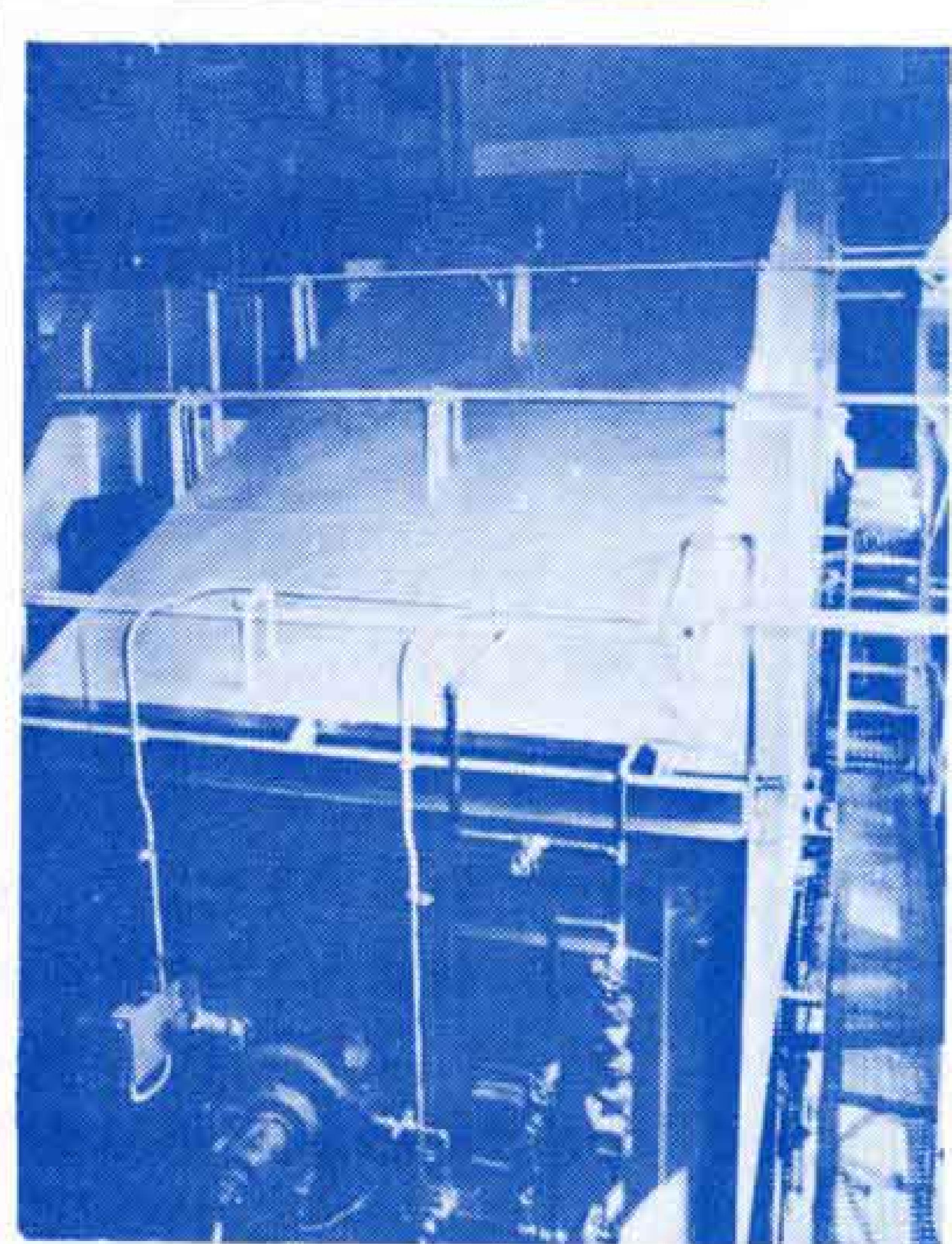
昨年4月から、第1清掃作業所内（久保町）に、ゴミ焼却プラントを建設していますが、6月の運転開始を前に、最後の仕上げを急いでいます。

焼却プラントは、ますます増える家庭のゴミを処理するため建設していますが完成すると1日に最高180トン処理できます。

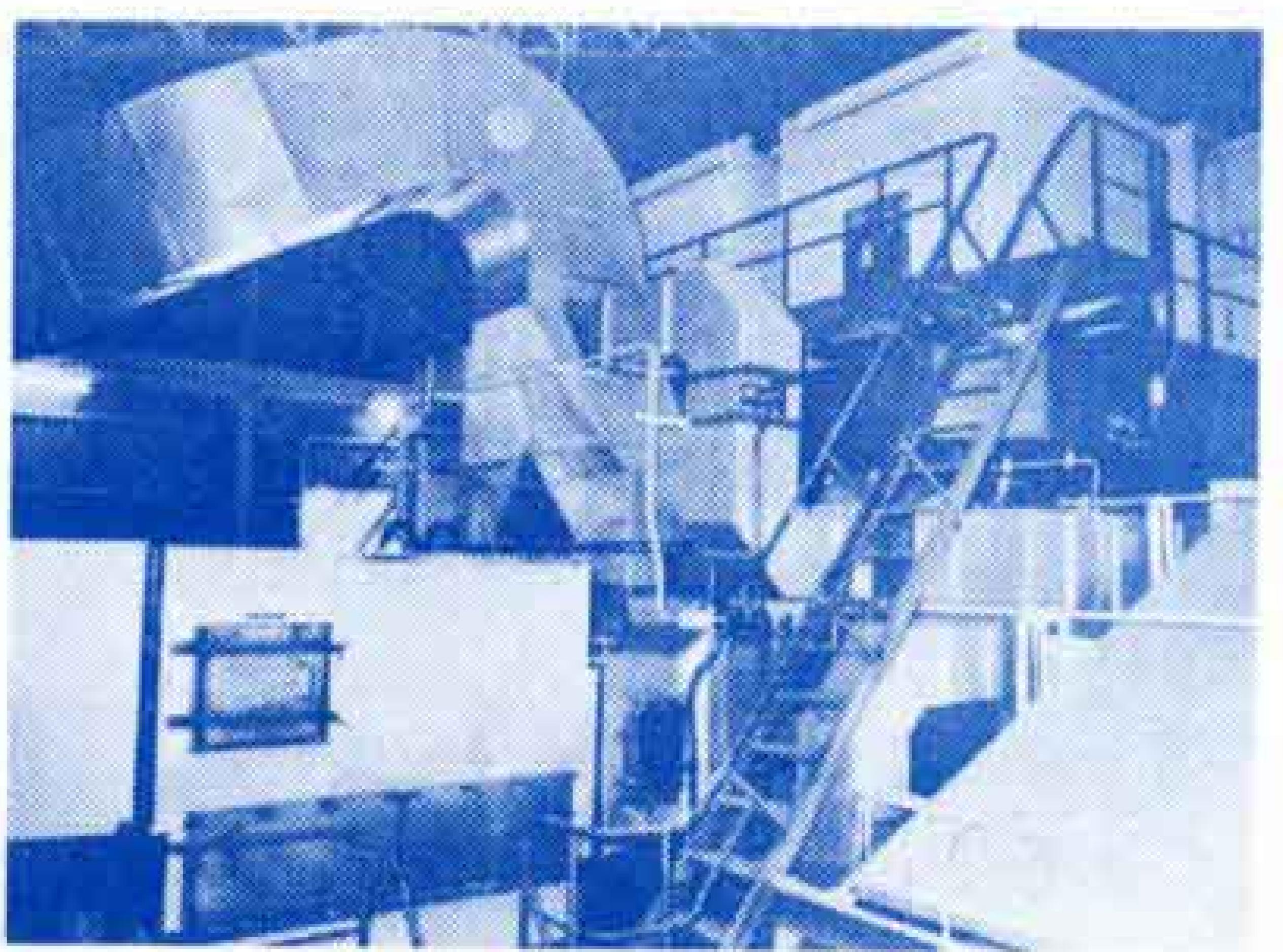
収集方法は現在と変わりませんが、収集したゴミは、直接焼却炉に入れないでまず1カ所に集めるため、収集車から全部ゴミピットの中に入れます。ピットの収容能力は360トン。ゴミは、クレーンで持ち上げ、ホッパーから焼却炉に投入します。ゴミに水分が多いと処理能力が

低下するので、焼却炉に入つたゴミは乾燥ストーカーで乾燥させ、連続的に燃やし処理効果を高めます。焼却プラントはすべて自動化されているので中央監視室で作業状態が一目でわかるようになっています。

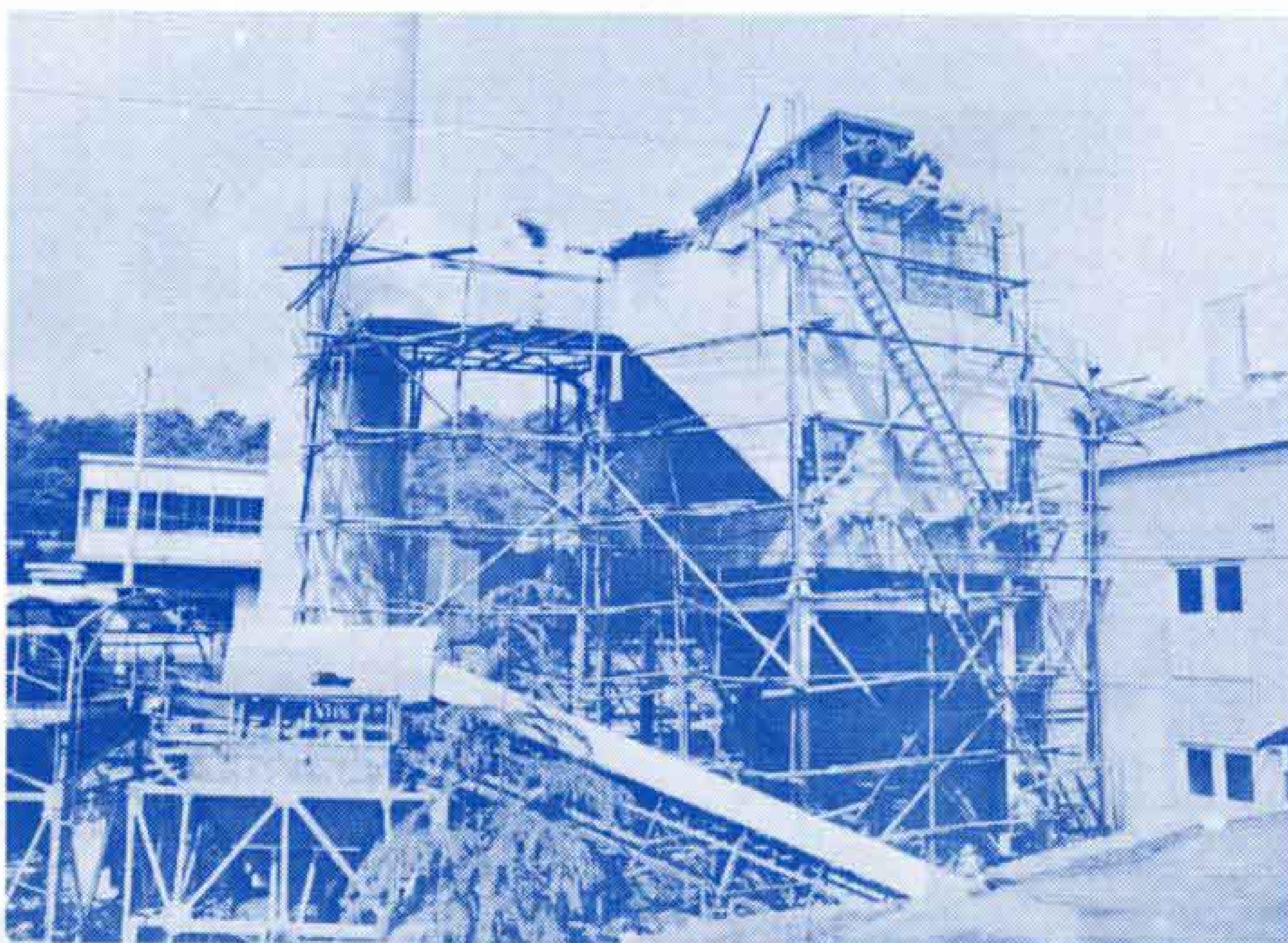
公害対策も万全を期しています。排煙に入っている粉じんは、マルチサイクロン集じん機で、厚生省基準の1立方㍍当たり0.7㌘より少ない0.4㌘以下にし、さらに電気集じん機をとうして0.1㌘にして排出します。重油は、点火するときに使用するだけですから、亜硫酸ガスの心配はありません。ゴミから出る汚水や冷却水も、完全処理して排出します。



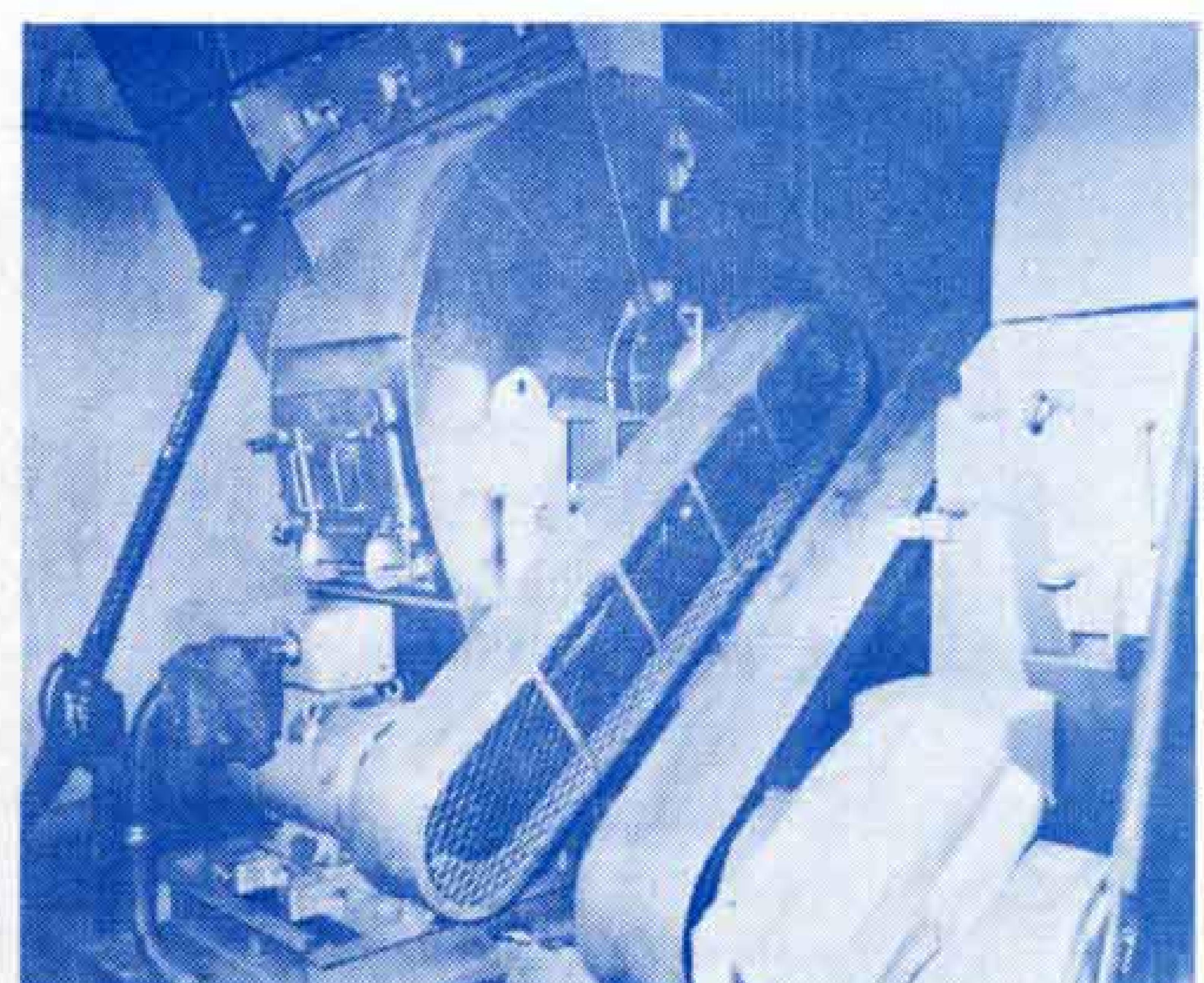
【焼却炉】



【マルチサイクロン】



【電気集じん機】



【吸出し送風機】

住みよい生活環境をつくるため、昨年11月に市民ぐるみで審議する「公害対策審議会」を設け、渡辺市長が第1回の諮問を行ないました。この答申が4月27日になりました。答申をどうするか、これから具体的な施策を検討し、昭和50年までに、大気の汚れを防ぎ、住みよい環境づくりを行ないます。諮問事項、答申内容は次のとおりです。

## イオウ酸化物に係る 環境基準達成計画 の考え方を諮問

富士市は、自然の資源と地形的な条件にめぐまれ、紙産業を中心に工業生産都市として発展してきました。しかし、産業の発展は私たちの生活を豊かにした反面、大気汚染をはじめとする各種の公害問題をひきおこし、私たちの健康や動植物の生存をおびやかす状態になっていることは、みなさんすでにご存知のとおりです。

こうした状態は、私たちの生活と自然環境を破壊していることです。したがつて、公害のない明るい町づくりを進めるには、自然環境との好しい関係を取りもどさなければなりません。

このため市は昭和45年12月に「公害のない明るい町づくりのための基本方針」を定めました。基本方針は大きく3つに分けられます。

第1は、富士市は市民が健康で安全、かつ快適な生活環境を保障する義務があること。

第2は、市民の健康と生活環境を守ることは、すべてに優先すること。

第3は、公害の発生はすべて発生原因者の責任であること。

この基本方針を実施するには「現状はどうであるのか」「それをどうするか」「本来はどうあるべきか」というルールで進めることができます。ということは将来の目標を定め、現状を正しくは握して、適格な対策をたてなければならないということです。

富士市の公害問題のうち、イオウ酸化物による大気汚染は、過去5年間の実測資料、気象観測資料もまとまり、汚染の現状、濃度分布の算定、発生源の実態な

# 昭和50年度までに

どが明らかにされています。今後は、住みよい環境づくりをするにはどうしたらよいかという段階になりました。

そこで、昨年11月に市民ぐるみの審議機関である富士市公害対策審議会（百津孫一會長）を設け、「イオウ酸化物に係る環境基準達成計画の基本的な考え方」について、渡辺市長が第1回の諮問をしました。

## 富士市独自の規制を 検討

市内のイオウ酸化物の量は年ごとに増えています。しかし、富士市にはイオウ酸化物の排出規制や工場立地規制などの権限はなく、国や県の法的措置の範囲内で規制しています。ところが、法的な措置や指針だけでは規制は困難です。住みよい環境をつくるには、地域の実態に適した富士市独自の方法を見出しが必要です。

そこで、諮問事項は次の3点について行ないました。

- 1、燃料の燃焼によつて発生するイオウ酸化物の総量はどこまで許されるか。それをどんな方法で規制すべきか。
- 2、工場ごとに排出量を定める方法について。
- 3、環境の場における規制について。

## 審議は市民の環境権 確保を原則に

諮問を受けた審議会は、専門的に検討するため1月に小委員会（委員長山本丈夫薬大教授）を設け、次のことを審議の基本にして答申（案）を作成しました。

### ■審議するための基本事項

- 1、「公害のない明るい町づくりのための基本方針」の精神を正しく理解して審議する。これは、市民には一種の「環境権」があり、それを確保することがすべてに優先することを大前提に考える。
- 2、公害対策は感情論で行なうべきでなく、常に科学的に行なう必要がある。しかし、現時点では科学的に行なうには不十分なことが多いので、最善のものを見つけて採用する。
- 3、企業に対する制限や指導は、長期的な見通しをもつて行なうべきで、企業の最大限の努力によって実現の可能性が十分にある具体策を答申する。
- 4、諮問事項にはイオウ酸化物だけを取り上げたが、実際の大気汚染はほとんど他の汚染物質との複合になつてるのでイオウ酸化物は大気の汚れを示す一つの示標にする。

以上のことから、環境基準の検討、人体影響、富士市総合開発計画との関連、エネルギー施策の検討などを審議し、4月27日に答申がだされました。



# 環境目標値を0.03PPmに

## 答申内容

富士市民の健康を保全し、住みよい生活環境を確保するため、富士市におけるシビルミニマムとして、昭和50年度のイオウ酸化物の環境目標値を年平均0.03PPmにする必要がある。

この目標値を達成するには、燃料の確保、脱硫技術の開発など困難な問題が予測されるので、適切な行政指導を行なうべきである。

富士市は、国の環境基準（年間1時間値0.05PPm）を達成しても、市民が健康で安全な生活環境を回復したとはいません。国の環境基準改正がまだ明確にされていませんが、厳しい基準値になることが予測されます。しかし、市独自に昭和50年度の目標を0.03PPmに定め、今からその対策を実施していくことが必要です。

目標値を達成するには、企業の責任と努力がなによりも必要です。それとともに、低イオウ燃料の確保、技術開発、経済的な指導などに行政が適切な指導をしていくことが必要です。

環境目標値（シビルミニマム）の達成については、現状の富士市内の最大汚染地域の濃度と目標値の割合に応じて、市内全域のイオウ酸化物の総排出量を規制する必要がある。

市民はどんな所に住んでいても、環境目標値以下のきれいな空気を呼吸する権利が保障されるべきです。したがつて、市内の最も汚染されている地域を目標値以下にし、現在あまり汚染されていない地域は現状維持することが必要です。

このためには、市内のイオウ酸化物の総排出量を規制することを考えなくてはなりません。これを実施するには、工場ごとに負荷率（どの工場が、どの地域をどれくらい汚しているか）を定めていくのが、一番いい方法です。

イオウ酸化物の総排出量は、地域開発や経済成長を見込んで、既存施設

の排出量削減計画を明示し、確実に実施していくため、公害防止協定の締結などの措置を講ずるべきである。

長期的な視野にたって排出規制をするには、産業の発展、エネルギー使用量の自然増などを正しく見込み、既存施設の排出量削減計画をたてなければなりません。そのためには、市が各企業に対して削減率を明示し、企業の最大限の努力を求めていくことです。以上のことを行なうには、企業と協定などを取りかわしていくことが必要です。

環境目標値を達成し、さらによりよい環境を回復するには、イオウ酸化物の発生源である燃料、製造工程の改善、脱硫技術などの指導を行なうとともに、工場立地規制をはじめとする汚染防止の地域改善計画を総合的に樹立すべきである。

環境目標を達成しても、よりよい環境にするための努力は必要です。しかし、これを実施していくには企業の努力だけではなかなか困難です。

そこで、市が富士市の特徴をとらえて総合的な計画をたて、積極的に進めていかなくてはなりません。なお、中小企業に対しては公害防止のための費用の長期貸付けなどを考慮することが必要です。

汚染源の改善、工場移転、工場新設などのときは、総排出量規制を考慮するとともに、浮遊ばいじん、窒素酸化物などの排出についても総合的に考慮すべきである。

大気汚染はイオウ酸化物だけで起るものではありません。その他の汚染物質も「イオウ酸化物の特別排出基準」に準じて規制するべきです。特に、浮遊ばいじん、窒素酸化物は厳しい規制が必要です

公害の状況を正しく把握し、公害防止に関する規制措置、および協定事項の履行、確認などの監視体制はもちろん、公害行政の充実をはかり、その状況を市民に公表すべきである。

国、県あるいは大阪や横浜などの政令市とちがい、富士市には規制する法的な

## 答申を受けて



富士市長  
渡辺彦太郎

私は、昭和45年に市長に就任してから、市民すべてが「住みよい環境」で生活できるように、公害防止に努力してきました。その一つとして今回「望しい生活環境を作るための考え方」について諮問しました。

答申された「イオウ酸化物の環境目標値は0.03PPm以下が望しい」ということについては、富士市の実状をよく理解し、現状を踏まえたものであると思います。この答申をだすために努力された委員のみなさんに深く感謝いたします。

これからは、答申されたものはどうするか、公害課を中心になつて具体的な実施計画を作成し、議会、公害対策審議会にはかり、実行に移していきます。そして、目標値を一日も早く達成していきます。しかし、行政がいくら努力しても目標を達成することはできません。企業の努力と市民の正しい理解がなくてはなりません。富士市をだれもが住みたくなる町にするため、私は全力投球をしてまいりますので、みなさんのより一層のご協力をお願いします。

権限がありません。富士市の公害行政を進め、住みよい環境を回復するには、市民の正しい認識と企業の責任の自覚がなくてはなりません。

そのためには、市民に正しい情報を伝えるように努力すべきです。また、企業の努力を正しく評価できる態勢をつくることが必要です。

## 観光写真コンクール

# 松永隆司さん(津田)が市長賞

富士市を全国に紹介する観光写真を募集していましたが、カラー・白黒など343点の応募がありました。応募作品を慎重に審査した結果、松永隆司さんの撮影した「浮島の朝」が市長賞に選ばれるなど、多くの優秀作品が賞を受けました。

- 市長賞 松永隆司(津田)
- 議長賞 赤堀実信(中島)
- 教育長賞 遠藤知吉(前田新田)
- 商工会議所会頭賞  
杉田二三夫(静岡市)
- 鷹岡商工会会頭賞 渡辺信孝(長者町)
- 文化連盟会長賞 村瀬重作(小須)
- 県観光協会会長賞 萩野矢慶記(清水市)
- 特選 影島秋男(今井毘沙門町) 石田秀夫(静岡市) 酒井清(宮島)  
一木伊平(浜松市) 橋本英次(沼津市) 長沢敏夫(清水市) 石川栄治(清水市) 鈴木農三(浜松市) 鈴

木巧(浜松市) 三神良秋(厚原西)  
 ■入選 漆畠弥(宮島) 渡辺信孝(長者町) 村瀬重作(小須) 佐野彰(水戸島) 久保田昭(静岡市) 小野昭

(八王子本町) 石田秀夫(静岡市) 望月国臣(清水市) 星野寿夫(浜松市) 松本健(浜松市) 松永隆司(津田) 萩野矢慶記(清水市) 田村和男(静岡市) 橋本英次(沼津市) 市川裕信(錦町) 石川栄治(清水市) 杉田二三夫(静岡市) 志村和雄(上和田町) 外山守(千鳥町) 佐藤和睦(松岡) 鈴木巧(浜松市) 川口菊次(静岡市) 小沢富義(静岡市)



## 市政モニター提言

### 『緑の学校』よりも 公害対策を

児童を公害から守るため、昨年に続き今年も「緑の学校」を実施すると聞きました。健康を守るためにそこまでやらなければならないのかと考えると、不思議に思います。

それならば、乳児や幼児はどうなるのか。1年中市内を離れることのできない

多くの市民は公害で倒れてしまうのか。また、1年365日のうち、わずか2日、3日の集団脱出に何の意味があるというのだろう、2泊3日の緑の学校で残る362の健康が保証されるでしょうか。

どれひとつをとつてみても納得できません。ただ、いたずらに世間に對して、公害、公害とさわぎたてているようなものだと思います。これが個人の問題であつたなら話は別です。夏休みや連休などを利用して、自然と親しみ身心のせんた

くをする、大いに結構なことです。しかし、公の場である学校が、公害から児童を守という大義名分をふりかざし、出かけていく、たしかにもつともらしく見えます。

それほど、富士市の空気が汚れ、集団脱出しなければ健康を守れないなら、すこしでも早く公害発生源をなくして、きれいな空気を取りもどす方が、もつと大きな効果があるのではないかでしょうか。

(吉原1・石川仁)



### 事務所勤めでも 年金に加入が…

の勤務先は厚生年金の適用されない小さな事務所なので、国民年金に加入したいと思いますが…。

厚生年金や共済組合などの年金に加入していない人は、すべて国民年金の被保険者になることになっています。しかし、夫の

めました。前の会社では厚生年金に加入していましたが、現在

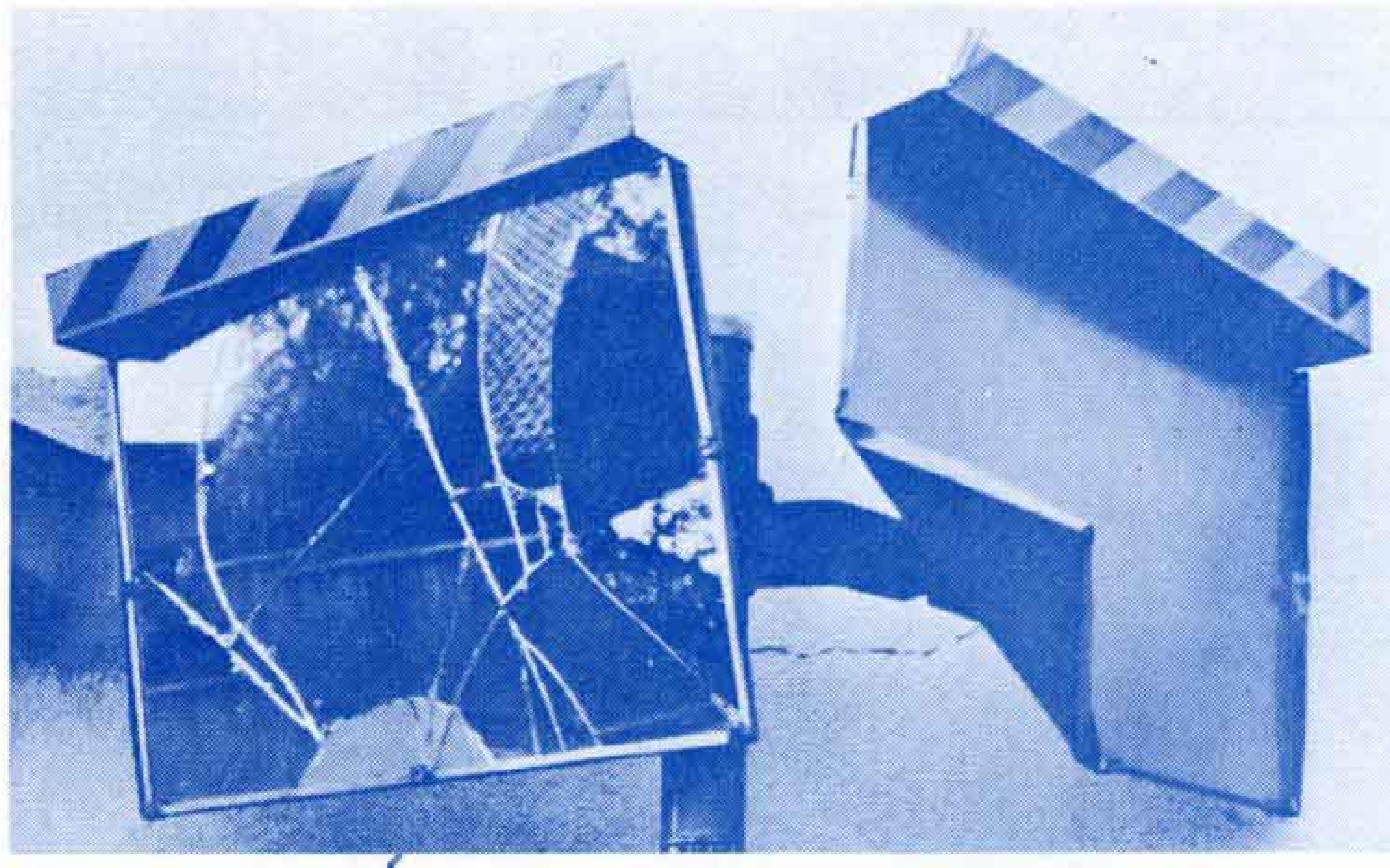
死亡によって他の年金制度から、遺族年金を受けることができる人は、国民年金の強制加入の対象にはなりません

しかし、遺族年金を受けられない場合は、国民年金の強制被保険者になりますので、前の会社をやめた日にさかのぼつて、国民年金に加入していただくことになります。なお、遺族年金を受けていても、希望すれば国民年金へ任意加入することはできます。

問

40才で2児の母です。夫は既に死亡しました。私は今年の4月にそれまで勤めた会社を退職して、ある団体の事務所に勤め始

答



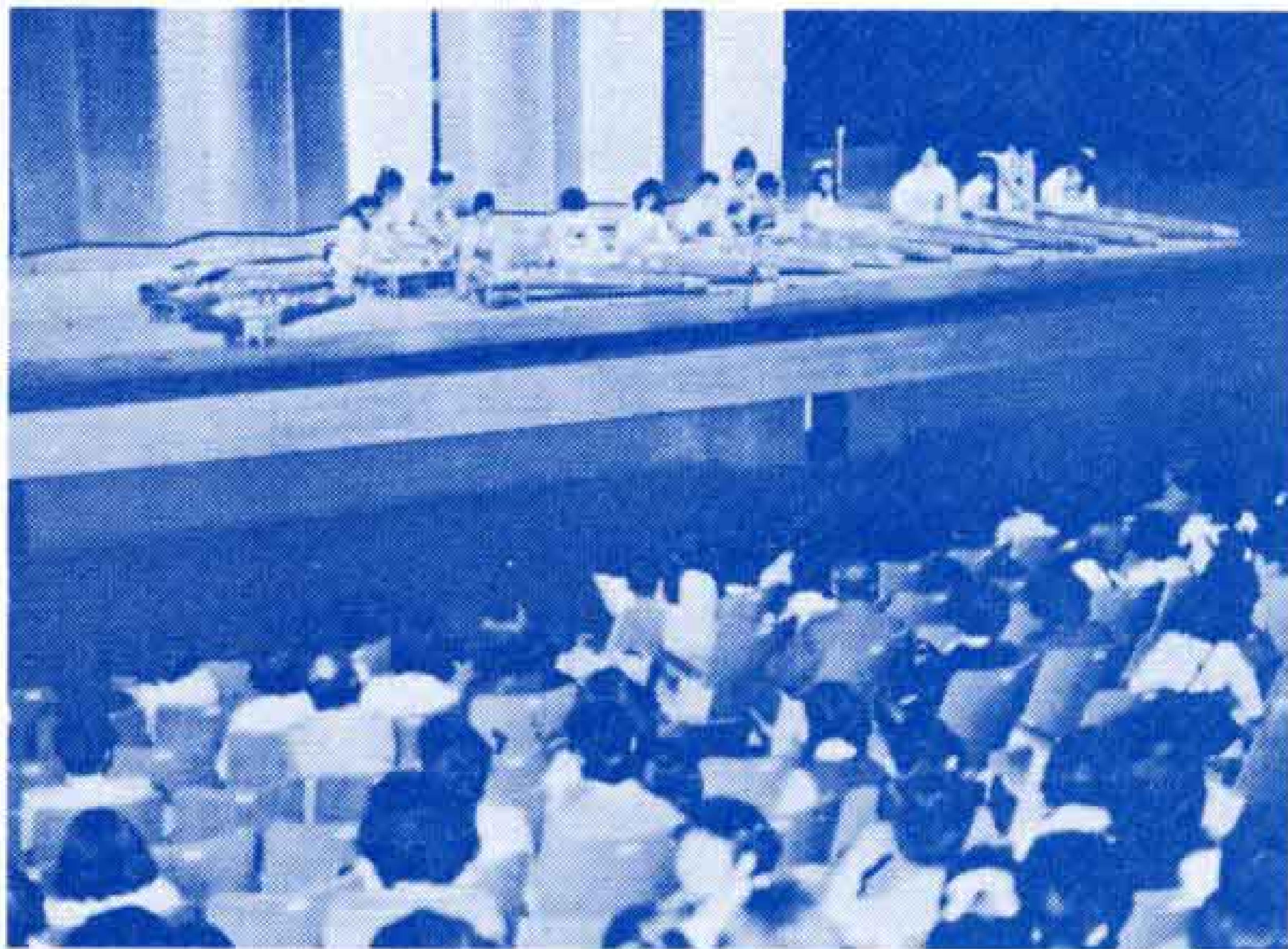
## ~これはこまります~

ぼくの名前はカーブミラーです。見通しの悪い交差点やカーブなどで、交通事故が起きないよう立つていると、運転手さんは、ぼくの目を見て安全運転をしてくれます。ところが、ぼくに石を投げたり、車でこすつたりして、一番大切な眼をこわす人がいます。昨年も23カ所でこわされ、修理してもらいました。

皆さん、ぼくに石を投げたり、車をぶつけたりしないで、かわいがつてください。雨が降つても風が強くても元気よく立っているんだから……。

## ■ 音楽愛好者の発表会

市内の音楽愛好者が集まつて、日頃の成果を発表した第1回音楽協会発表演奏会が、4月30日富士文化センターで行なわれました。小学生から婦人会のお母さんなど200人が出演し、ピアノ演奏、コーラス、器楽合奏、舞踊などをひろうしました。文化センターには熱心な音楽ファン約600人が集まり大盛況でした。



## ■ 30.000台を突破

市内の電話が3万台を突破しました。3万台目の電話は、さきごろ開園した市立天間幼稚園に4月18日入り、電々公社から記念に緑色の電話機が送られましたなお、5月1日現在市内の地区別電話加入数は吉原地区16120台、富士地区11036台、鷹岡地区3290台となっています。

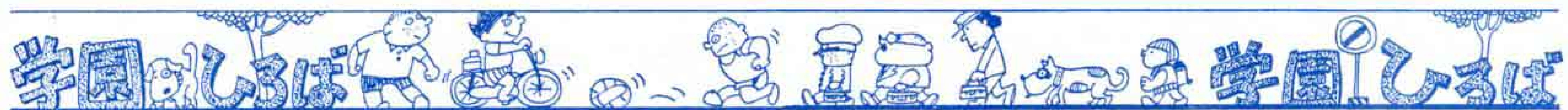
【記念通話を行なう渡辺市長】

## ■ 天間幼稚園が開園

市立幼稚園が9園になりました。鷹岡に、4月から天間幼稚園が開園し、元気なよい子127人が勉強しています。

この幼稚園は、鉄骨平家建てで、保育室4、遊戯室、職員室などがつくられました。総工費は2707万円。園児は年長組50人、年少組77人で、4月は友だちづくり、5月から給食もはじまり本格的な勉強をはじめました。





## 学校自慢

### 活躍する化学部 鷹中

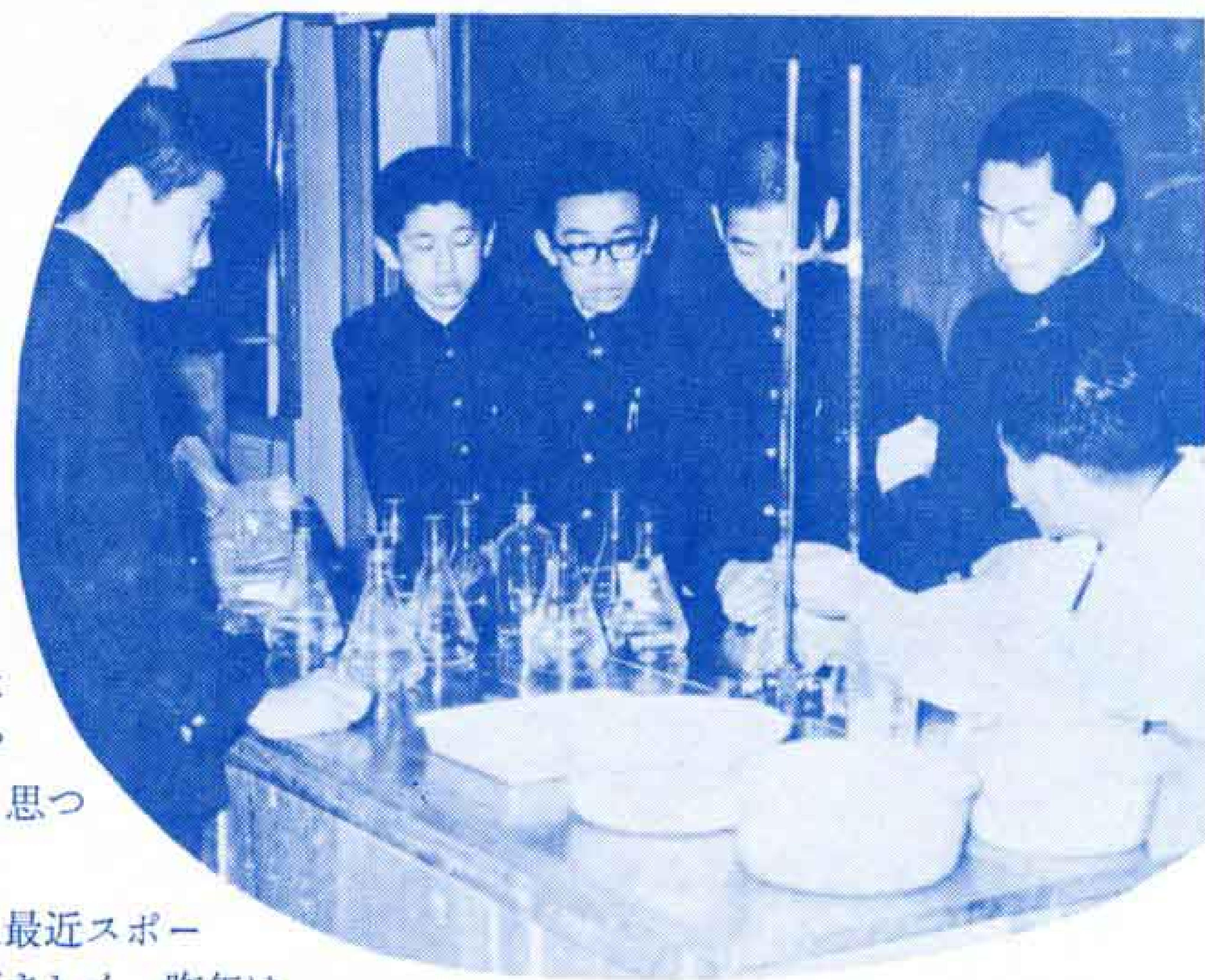
45年、46年と連続して「鈴木 梅太郎賞」を受けた化学部。わが校の自慢といえば、なんといつても化学部をあげなくてはならない。

化学部員は現在34人。粒よりの精銳が集まっている。化学好きが集まっているだけに、若林数彦部長（3年）を中心にチームワークも満点。みんな研究に没頭（ほんとかな）している。

研究テーマには、パルプを使つた土壤改良を取り上げ、3年間もこの問題と取り組んでいる。土壤改良といつてもピーンとこないかも知れないが、早い話しが製紙カス（スラッジ）を利用して、野菜

や花の成長を調べているんだ。昨年は野菜を作つて、相当の収穫を上げ、みんなをおどろかせたよ。今年は植木や花を栽培しようと思っている。

また、わが校は最近スポーツ面の活躍もめざましく、昨年は野球部が市内代表として県大会に出場し優勝候補の静岡代表高松中を敗り、鷹中野球部の名を高めた。今年はバスケット



ボールも東部大会で3位になり、県大会出場権を得てハツスルしている。



### JRCに加盟しました

#### …大渕中学校の新入生…

大渕中学校の皆さん、郷土社会のため、国家と世界のためにつくすことを誓つて、JRC（青少年赤十字）に加盟しました。加盟式は、毎年4月新入生を迎えて行なっていますが、今年で2回目となりました。

JRCは、ボーイスカウトやガールスカウトなどと違つて学校全体で入ることができます。なお、市内では吉永第1小や鷹岡中、吉原商業高校、吉原工業高校の皆さんのがJRCに加盟し、活動しています。

#### わたしたち のまち



神戸小学校

6年

藤田里江

私の住んでいる町は、「神戸」というところです。富士市の中では、高い方に

あります。晴れた日に下を見ると、富士市全体をみわたせます。緑も多いし、空気もいいし、住む所にはもつてこいの所です。

この神戸も三ツ沢団地の建設が行なわれ、変化しつつあります。できあがれば神戸の町も大きく、にぎやかになるでしょう。でも、山をけづつて作つたりするので、緑が少なくなりました。それだけでなく、建設する時のダイナマイトのばくはつで、家がゆれたり、かべにヒビがとおつたりする害もあります。

また空気が前にくらべ悪くなつたようです。吉原のようにすごくはないが、えんとつのけむりが、神戸まで来るので、いやなにおいのする時があります。そのほか、道路はほそされ、よくなりましたが、交通事故が多くなってきたようです。急救車の「ピーポー、ピーポー」というのが、多く聞かれるようになりました。神戸も今までとだんだん変わつてきましたが、交通事故のない、空気のいい緑の多い、町のふんいきをなくしたくないと思います。